奨学のための給付金支給対象者診断チャート【国公立の場合】

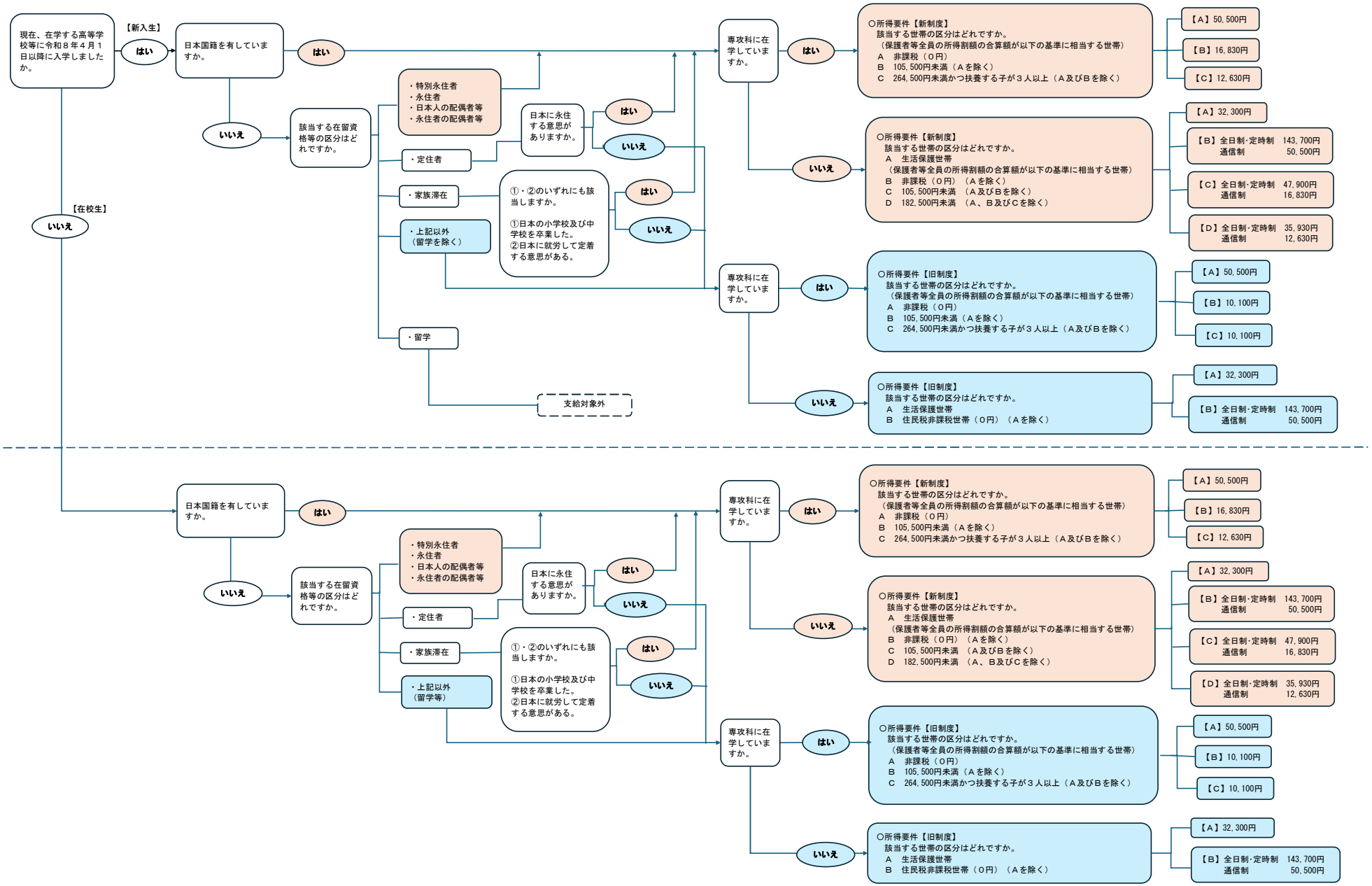

※　非課税世帯については、物価高騰対策に伴う上乗せ支給として、上記金額に6,000円を加算した額を支給します。
※　基準日現在、保護者等が県外にお住いの場合は、お住まいの都道府県に申請してください。
※　２人以上の高校生等がいる場合は、それぞれ在学する学校への申請が必要です。
※　私立に通う高校生等の場合、支給額が異なります。